

公共工事を受注していただくにあたって

このリーフレットには、公共工事を受注する事業者には工事施工にあたって遵守していただきたい重要な事項がまとめてありますので、**必ず現場代理人も当該リーフレットをお読みいただくようお願いします。**

特に下請工事の発注・施工にあたっては、公共工事の重要性はもとより、公共工事の円滑な執行、下請負業者の保護・育成の観点から、特段のご協力をお願いします。

1. 地元下請負業者への優先的発注

下請施工を必要とするものについては、できる限り地元の下請負業者に発注するように配慮するとともに、施工に必要な各種の建設資材、建設機械等の購入またはリースについても、できる限り地元業者を利用してください。なお、下請施工をさせる場合には、建設業の許可の適用除外となる軽微な工事を除き、許可を受けた建設業者を選定してください。

2. 元請下請取引の適正化

下請代金の設定や支払条件の決定等下請負人との関係においては、建設業法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係諸法令を厳守し、トラブルが起これないように誠意をもって対処してください。特に次の各事項については留意してください。

- (1) 下請契約の締結については必ず契約書を作成し、相互に交付するとともに、契約内容についても、工事内容、請負代金の額、工期、代金の支払い方法など、建設業法で定める一定の事項を記載した明確な内容で契約を行ってください。
- (2) 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない額を下請代金としないでください。公共工事設計労務単価は、労働者に支払われた賃金のみを調査した結果に基づくものであり、時間外等の割増賃金や下請企業の現場管理費、一般管理費等を含まないため、下請契約等の締結では、下請企業に必要な経費等を加えるなど、適正な運用をしてください。また、消費税分については適正な転嫁を受け入れてください。なお、免税業者である下請負業者等にあってもその仕入れに消費税分が含まれていることに留意してください。
- (3) 下請代金、特に労務費の占める割合の高いものの支払や現金払を必要とするものは、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、現金の比率を高めるとともに、手形の期間は原則として60日以内とし、更に経済情勢に応じて短縮するよう努めてください。また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないように注意してください。
- (4) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集、その他の工事の着手に必要な費用を前払金として現金で支払うように配慮してください。
- (5) 請け負った工事を一括して他の建設業者に請け負わせる一括下請負は、たとえ、技術力、信用ともに優れた大手建設業者（いわゆる「上請け」）であっても、建設業法で禁止されています。下請工事の発注については、「上請け」の場合も含め、一括下請負にならないように十分注意してください。また、元請負業者として、下請工事を含め工事全体の施工に実質的に関与し、不必要な重層下請にならないなど適正な工事の施工に努めてください。
- (6) 下請負人が倒産、資金繰り悪化等により下請契約における関係者に対し、工事の施工に係る

請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないように十分配慮してください。

3. 特定建設業者が厳守すべき注意事項

- (1) 下請代金は、下請負人から引渡の申出があった日から起算して50日以内のできる限り短い期間内において支払ってください。
- (2) 下請負人が、下請負にかかる工事の施工に関し、建設業法及び労働関係諸法令等の規定に違反しないように工事に従事する全ての下請負人を指導してください。
- (3) 下請負人が、下請負にかかる工事に従事する労働者に対する賃金の支払を遅滞することがないように指導するとともに、賃金不払等の事態の発生が予想されるときは、下請負人に対する援助若しくは立替払を行う等必要な措置をとるように努めてください。

4. 工事の安全管理の徹底

安全管理体制を整備し、工事現場の事故防止に努めてください。万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告してください。また、事故に備えて、法定の労災補償制度のほか、法定外の労災補償制度（例えば、建設労災補償共済制度等）及び第三者に対する損害賠償責任保険等に加入するなど、十分な対策を講じるように努めてください。なお、本市発注以外の工事でも、工事施工中に死亡事故等が発生した場合は、事故内容、警察及び労働基準監督署の調査状況等について、速やかに本市に報告してください。

5. 適正な労働条件の確保

- (1) 建設業に従事する労働者の雇用にあたっては、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等労働関係諸法令を遵守し、労働条件の改善及び労働災害の防止に努めてください。
- (2) 技能労働者等の確保・育成のため、国土交通省が平成25年4月以降順次公共工事設計労務単価の大幅な引き上げを実施していることを踏まえ、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等に努めてください。
- (3) 社会保険への加入は法令上の義務であり、技能労働者等に最低限の福利厚生を保障して、若年入職者の確保を図ることが、技能承継を通じた建設産業の持続的発展に不可欠です。このため、元請負人においては、下請負人に対し、各専門工事業団体が作成した標準見積書を活用するなど、社会保険料相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結するとともに、下請負人においては、技能労働者等を必要な保険に加入させるよう努めてください。

なお、令和3年4月より、工事請負契約約款を改正し、事業者が契約後に本市に提出する工事内訳明細書には法定福利費の明示が必要です。

また、神戸市行財政局契約監理課が契約手続を行う建設工事において、社会保険未加入建設業者を下請負人(二次以下の下請負人を含む。)とすることを原則禁止しております。

- (4) 建設業退職金共済制度の適用対象となる労働者を使用する事業者は、下記事項の遵守に努めてください。

①建設業退職金共済制度への加入

建設業に従事する労働者の福祉の増進及び雇用の安定を図るため、建設業退職金共済制度に加入するとともに、使用する下請負業者に対しても、建設業退職金共済制度への加入について積極的に奨励してください。なお、下請負業者に施工させる場合は、共済証紙をまとめて購入し、下請負業者に交付する（証紙貼付方式）か、退職金ポイントをまとめて購入する（電子申

請方式)等,適切に対応してください。

②共済証紙の購入及び貼付等

建設業退職金共済制度へ加入した場合は,証紙貼付方式の場合,工事に従事する労働者の延べ日数に応じた共済証紙を購入のうえ,対象労働者のすべてに共済手帳を交付し,賃金を支払う都度,雇用日数に応じた共済証紙を共済手帳に貼付してください。また,請負者において的確な把握が困難である場合は,勤労者退職金共済機構が作成した「共済証紙購入の考え方について」を参考に購入してください。電子申請方式の場合は,必要な退職金ポイントを購入し,電子申請専用サイトを通じて適時掛金の充当を行ってください。

③掛金収納書の提出

本市発注の工事を受注した場合には,証紙貼付方式の場合,当該工事に必要な共済証紙を購入し,「掛金収納書」を契約締結後1ヶ月以内及び工事完成時(請負代金増額変更の場合のみ)に契約担当課に提出してください。その際,共済証紙を購入しない場合は,所定の様式により,その理由を明確に記載してください。電子申請方式の場合は,契約締結後40日以内に,退職金ポイントの購入時に発行される「掛金収納書」を本市に提出してください。

④「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識の掲示

工事の施工にあたっては,現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所へ,「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)を必ず掲示してください。

6. 暴力団等排除の徹底

- (1) 契約の履行にあたり,暴力団員等から不当要求や工事妨害などの不当介入を受けた場合は,断固としてこれを拒否するとともに,不当介入があった時点で速やかに警察に届け出て,捜査上必要な協力を行うとともに,本市に報告してください。
- (2) 下請業者等を使用し業務を行うにあたって,許可等を要する場合には,必要な許可を有していること並びに暴力団関係事業者等でないことを確認のうえ選定を行ってください。
- (3) 本市契約等からの暴力団関係者の排除を徹底する観点から,元請負人に対し,暴力団排除にかかる誓約書の提出をお願いしています。
- (4) 下請業者等に対しては暴力団排除にかかる誓約書の提出を求めませんが,これらの趣旨の徹底を図るよう十分指導してください。

7. その他

(1) 過積載による違法運行の防止について

- ① 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず,また積み込ませないでください。
- ② さし枠装着車,土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)(以下「ダンプ規制法」という。)の表示番号等の不表示車(以下「不表示車」という。)等に土砂等を積み込まず,また積み込ませないでください。
- ③ 過積載を行っている資材納入業者から,資材を購入しないでください。
- ④ 建設発生土の処理及び骨材等資材の購入等にあたっては,下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにしてください。
- ⑤ 過積載車両,さし枠装着車,不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等,過積載を助長す

ることのないようにしてください。

- ⑥ 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行っている場合またはさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講じてください。
- ⑦ ダンプ規制法の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進してください。
- ⑧ 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除してください。
- ⑨ 下請負人がある場合にあつては、前記事項について十分指導してください。

※詳細は下記URLに掲載しております「過積載防止対策要領」をご参照ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a48501/business/todokede/kensetsukyoku/work/hikkei.html>

(2) 建設廃棄物の再資源化について

建設工事では、廃棄物の再資源化の促進及び廃棄物を処理する責任は元請負人にありますので、処理業者等関係者との協力体制をつくり、工事の一環として適正に処理してください。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(いわゆる建設リサイクル法)で定められた基準に満たない工事の施工にあたっては、法の趣旨に基づき、廃棄物の分別をより一層積極的に実施し、廃棄物の減量化、再資源化を推進してください。

(3) 電波法の遵守について

不法・違法無線局を設置した工事関係車両を使用しないでください。

また、取引関係にある事業者が不法・違法無線局を設置した工事関係車両を使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講じてください。

なお、下請負人に対しても同様に指導してください。

(4) グリーン調達推進について

神戸市では、「神戸市グリーン調達等方針」に沿って、公共工事の設計図書にグリーン調達すべき対象品目を記載しています。記載品目以外でも、元請負人は「同調達等方針」で定める資材、建設機械等の使用に努め、下請負人にも同様に指導してください。「同調達等方針(判断基準一覧表を含む)」は、神戸市環境局ホームページ(詳細は下記URLに掲載)を参照するか、工事監督員または神戸市環境局脱炭素推進課にお問い合わせください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/shise/kekaku/kankyokyoku/green.html>

(5) 神戸市自動車環境条例の遵守について

アイドリングストップの励行をお願いします。

また、排出ガスの性状を悪化させる重油混和燃料等は使用しないでください。

神戸市行財政局契約監理課
神戸市水道局経営企画課
神戸市交通局経営企画課